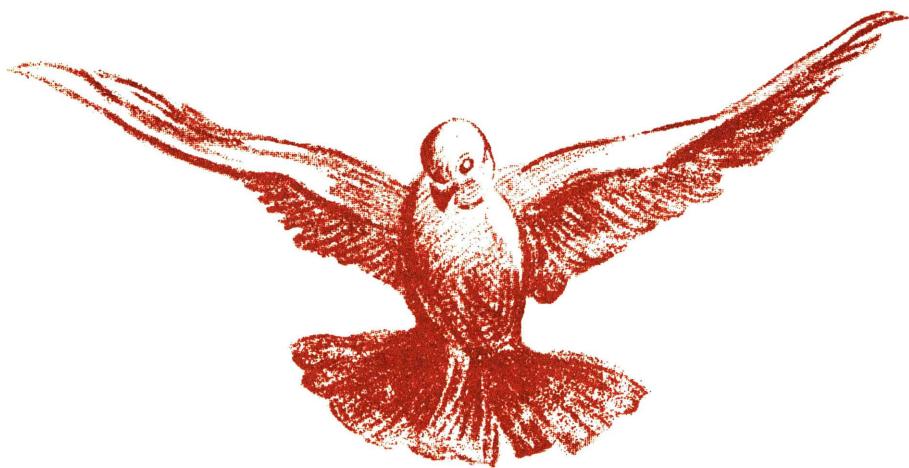


育教の兒幼

号四第 卷六十四第



會協園稚幼本日

保育者の新しいノート (6)

S. K. 生

(1)

○保育者としての、ほんとうに新しいノートをつけなければならぬ時が來た。幼稚園が廢止せられて、新しい學級教育法の一部として、全く新しい面目にあらためたのである。所謂六・三・三の新制と共に、その教諭としての頭の切りかえが叫ばれているが、わたしたちとしても、新しい幼稚園教諭にならなければならぬことに覺りはない。

○そこに胸のときめきも、緊張も、希望もある。その希望の明るく、廣く、遠く、大きいのはいうまでもない。胸のときめきといえば、年々の新入園児を迎える四月には、自分も新しい先生になつたときめきを感じるのであるが、ことしげ、それこそ新幼稚園の誕生の最初の幼稚園教育者として、嘗てなはときめきを感じずにはいられない。園舎や保育室は古くとも、なんという新鮮な氣に満ちていることか。

○それにつけても、たゞ氣分だけの新しさでは済まない。決心だけの鮮かさでも足りない。新しい實行は、必ず新しい研究に出発しなくてはならない。新しい研究、實に新しい研究にこそ、わたしたちが新しい幼稚園教育者になれるものがある。それも、新しいことを研究し、新しい方法を知ることだけではない。研究態度の新鮮さこそ大切なのである。

(2)

○それにしても、新らしいものを新らしいと感じる心がなくでは、新らしい研究態度も起り得ない。しかも、その、新らしいものを新らしいと感じることが、なかなかむずかしい。古い経験があり過ぎると、その邪魔になる。浅い経験しかないものには、どこが新らしいかを見出す力が足りない。老手は手なれた巧者が、自分を新らしくさせにくい。新勤者は折角の新らしさに心づくまでに至らない。そして、いつのまにか、そのまゝにまた、鈍い日々を平氣び送ることになる。恐ろしいことだ。

○顔を洗つて出直せという言葉がある。わたしたちとしては、教育思想を洗つて出直すことであろう。

(3)

○考え方ぐんだら夢中になつて幼児とあそぶことだ。分らなくなつたら大きな聲を出して幼児といつしょに歌うことだ。まどいが起つたら一層うんと働くことだ。ゆきつまつたら東に角日々の園遊をきちんきちんと片づけてゆくことだ。子どもと労働は、どんな時にでも心を新らしくする。子どもと共にたからかに笑い、労働に汗を出せば、自分でも思いかけず心氣一轉する。折から空は美しく土はやわらかく自然はいきいきしている。ぐずぐずしていないで、子どもと遊び、よく働きよう。

第十四卷 第四號 幼児の教育

時	倉橋惣三	(2)
樂園の再興	坂元彦太郎	(5)
ことばで育てる	石井庄司	(9)
保育の實際		
話させるまでのいとぐち	上澤謙二	(14)
遊戯『六月』	戸倉ハル	(19)
幼児保育施設の整備擴充に關する建議案	全日本保育聯盟	(20)
教育基本法及び學校教育法の掲載に添えて	編集者	(22)
保育者の新しいノート(6)	K・生	(32)

会から

附錄

教育基本法	(24)
學校教育法	(25)

詩

心

倉 橋 物 三

詩人でなくとも詩心はある。詩といふ詩人といわれるの
は、なみくのことではないとしても、詩心は誰れにでもあ
る。詩心とは、ものゝさながらに觸れるすなおな心にほか
らない。利にさかしくならず、理にむつかしくならず、或は
ふんわりと、或はうつとりと、ものゝありのまゝに即してあ
りのまゝに動く心、そのすなおさにほかならない。

利を離れ、理を忘れるは容易のことではない。また人の世の
常は、そうしてはいられない。利とはつまり何んの爲にの思
いであり、理とはつまり何んの故にの考えである。意のある
ところ利、知のあるところ理となる。此の思いと考えに導かれ
正しくされるところに、仕事もあり學問もある。必要であり
貴重である。意を用い智を盡して過ぐることはない。それ
に缺けるところがあつてはならないのである。しかし、人
の心は、それだけではない。功利を離れ、理知を忘れて、ふ
とさせられ、又、静かに湧く心がある。利や理を交えない意
味で、純な心といつてもいい。それが長くたゞえれば詩想と
いわれる。それが表現されば詩歌となる。共に凡庸のこと
でないとして、こうした詩心だけは誰れにも動く。凝らず停

まらず、すぐ消えすぐ去るにしても、われらの心に朝の露滴
の如く光り、夕の微風の如くそよぐ。詩の湖の如き詩聖の
心、詩の嵐の如き天才の心に比すべくもないが、その純なる
において、詩心たるを失わぬ。

われらが、ものゝさながらに觸れ得るのはこの心あるから
である。この心あればこそ、利に促され理に教えられる勿忙
の中にも、ものゝさながらに觸れ得ることが出来るのである。
さて、さながらに觸れれば、もの皆美しい。美しいとは、つ
まりは美しく見る心からである。利においてのみ見れば美が
失われ、理によつてのみ見れば美が捨てられる。詩心だけが
ものを美しく見る。これを詩心がものゝ美を發見するといつ
て誤りではないが、その警見とは、あれこれと美を探し出す
という意味ではなくて、あらゆるものを見美しく見るというこ
とにほかならない。それも、世にいう美化ではなくて、美と
感じ得るのである。もつと丁寧にいえば、利や理に並べて美
というだけで、實は、ものそのものを、純に、それとして見
ているだけのことである。つまりは、こつちの詩心の態度で

あり、その心の態度を、功利究理の態度に對して味わうともいうが、よく味わえば、ものみな美しくないものはない。或は、美しく感じられないものはないといおうか。

但し、こう無條件にいゝ得るのは、眞に純な詩心の場合である。われらの如き、眞に純なり得ない詩心、その意味で貧しい詩心の場合では、外の條件によつて動され方に差があるを免れない。そこで、美を外に比較して、美しいものに詩心が促されたとする。花の色の美しさに、月の光の美しさにとう、あのたぐいである。そうして、詩心の發しないのを外の條件のせいにする。そうして自分の詩心の貧しさをいゝのがれるのである。

これは、如何にもなきないことであるが、凡庸の身の致し方ないとしても、一應の條件に對しても詩心を動かさないことがあつたら、これに過ぐるなきなさはない。ゆるされ難いことともいわれるであろう。利と理以外になじみ風流漢といわれるのが、それであるが、風流とまでは兎に角として、われながら、さびしくも又さもしいことである。

教師は、導き手、教え手である前に、子どもに對する豊かな詩心の所有者でなければならぬ。われらが、すべての人間に、純な詩心を以て接することは求め難いとして、子ども、わけても幼兒のよくな、詩心をさう外的條件のすぐれたものに對して、詩心の動かない者は、教師として決して完しといえない。詩人の如くうたい、畫家の如くえがくではないが、教育も一つの人間詩である。その詩心で、うたい描くかわりに教育しているのである。

更におもう。詩心の純なるもの幼兒の如きはない。彼等も亦、彼等らしい利心を以て教育を受けているではある。又、彼等の裡に盛んな理心も存している。しかし、その生活立ちすくむような感におそかれる點が少なくない。——教育を功利的に思い、究理的に考えることは、教育というこの、本質上、多分の當然性をもつ。しかし、子どもの上に注ぐわ

は、彼等の花の繪を大美術とし、彼等の蝶の歌を大文學として、必ずしも一々高く評價するものではない。しかも花を見る彼等の目、蝶を追う彼等の手に、きら／＼と動く詩心を見のがすことは出来ない。そして、われらは、その幼兒の詩心と同じ純な詩心を以て、共に花を見、蝶を追うているだらうか。反省せずにいられない。社會心も科學心も、教育の重要な面である。しかし、若しそうした面だけで、詩心の面を全く缺くようなことがあつたら、子どもらは、わけても幼兒らは、如何に心さびしく感ずるであろう。但、詩心を詩心として満足させようといふのではなく、幼兒の全生活のどこにも詩心が籠もり動いていることを忘れてはならないのである。詩心缺如の保育は、つゆつけのぬけた果實のように、がさ／＼から／＼している。

幼兒の詩心を見るのは、花や蝶においてのみではない。それ以上に、われらに對する彼等の心において、その最も純なるものを見る。彼等は、能力ある教師、知識ある教師としてのみわれらを見ない。われらの一人々々にその人として接しており觸れてくる。味わうといふには淺く淡いであろう。先生方は、彼等に味わふれるべく、餘りに深く濃くいられるであります。しかし、或る意味では勿體ないほど、われらにその詩心を動かしてゐるのである。飛びついて來る時、すがりついて來る時ばかりではない。われらと共に唱つてゐる時、わかれの話を聽いてゐる時、その唱歌に對する詩心、そのお話

に對する詩心と共に、われらに對する詩心も亦強く動いている。その場合、われらの詩心が、その唱歌、その談話には動いても、その子に動かなかつたら、彼等は如何にもの足りないことがあらうか。

その反対に、——それが當り前であり常でもあるが——幼兒と先生との詩心の觸れあいが一つになつた時、そのありのまゝを詩人は詠じ、畫家は描いて、『幼兒と先生』という詩題をつけるであろう。又若し私に題をつけていゝということであつたら、何んのちゅうちよなく『教育詩』と題するであらう。

こうした意味において、教育、わけても幼兒教育は一つの詩である。幼兒教育の必要はいうまでもなく、その必要から幼稚園が作られる。幼兒教育の理法もいうまでもなく、その理法から保育法が研究せられる。しかし、幼稚園を生む眞の心、それなしには、社會施設とし教育施設として生むにしても、眞の人間事業としては幼稚園を生まないのであらう。眞の心は、この詩心である。この詩心豊かな教育者と、恐らくや更に詩心豊かな幼兒との、詩心の結びつきに、幼稚園が生れるのである。それだからこそ、幼稚園を訪うものは、必ずそこに一幅の教育詩美を見ずにはいないのであり、その詩美に酔わされずにはいらない。訪うもの然り、常にその中にあるものにおいておや。そうでなかつたら、眞の幼稚園ではないであらう。

樂園の再興

文部省學校教育
局青少年課長

坂元彥太郎

「いま、私は寒い役所の事務机の上に、一冊の本をひろげて、じら知れぬ感じにうたれて、呆然としている。表紙には冬の野原を六、七才の子供たちが世にも樂しそうに一かたまりになつてかけよつてくる所を、低い位置からスナップしてあり、その下にやや大きい活字で「學校におけるよき出發」*"A Good Start in School"*の題名がある。米國インディアナ州の公立教育部發行の第一五八冊と小さくしてある

文字が、画面の空に浮いてる。全部上質のアートペーパーで、子供たちのあまりにもたのしそうな姿態や、室のさまざまな有様の寫眞がいづらいのつて、日本なら六號活字位の大きさの細かな文字で記事がつまつてある。私は繪をながめたり、あちこち拾い読みして見る。『繪を見るだけでもいいですよ』といつて、ヘファナン女史が貸して下さった百八十頁の本に私はたましいをうばわれたような氣持で呆然としている所なのである。

これは幼児たちに「學校におけるよき出發」を與えるための先生方の御苦勞を助けるために委員會をつくつて編まれたものであるとのことで、五才の幼稚園と六才の第一學年、七

八才の二、三年を一體とした四年間の學校生活の入門が取扱われている。この書は一九四四年の八月に第一版が出ているから昭和十八年に當り、戰爭の眞最中である。この書の編さん特に盡力したという三人の人の「教師ならびに行政官への公開狀」が卷頭にのつていてそれを次に抄譯して見よう。

「この國家的危機の時にあたつて幼い子供たちを教育していれる我々は、いま當面している戦いではなく、来るべき平和に目を注ぐ嚴かな義務を負つてゐる。我々の責務は破壊が荒れ狂つてゐる世界での數少ない眞に建設的なものの一である。我々が今教育してゐる子供たちは、その心身や生活を発達させて、いま諸國家がそのために戦つてゐる、平和安寧自由の世界を建設することに參加することが要求されてゐるのである。」

子供の要求といふものは戰争のときであらうとそう變るものではなく、戰争はかえつて、世界を戰争につきおとすことを獨裁者に許した歐州の教育の一形式につきての反省をもたらした。我々の課題は、永久に自由でありつづけることの出来るように、自由な人間として必要な教育をわかれらの子供達

に施すにある。」大學ではペンを棄てて戰場に馳せ参じたが
「同じ壓力が小學校にもたらされねばならないと考えた人は
少なかつた。」「年長のものは、その正常の關心や趣味や活動
をしばらく棄てることも出来よう。しかし、小さな子供につ
いてはちがう。彼はこの子供の時期をたつた一ぺんしか持た
ない。若しも彼から、安全や幸福、正當の活動や經驗を今う
ぱつたなら、彼に後になつてそのつぐないをしてやることは
出来ないのである。……青年を上官の命令に服従するように
訓練することは數週間で出来る。しかし、「子供を考えるよう
に、考えて行動するように教育するには、長年の注意深い
教育と健全な指導が必要である。考えるということは、す
べて必要な事實が集められ調べられ解決され評價されないう
ちは判断を留保する、といふことを含んでゐる。それは教養
のある感情と、個人的な好き嫌いにかかる眞理と正義を
主張する意志を含んでゐる。」「われわれが願つてゐる世界は
このような考えなくては建設され得ない。我々の世代ではこ
うした世界を建設することは出来ない。われわれはただその
いとぐちを開くことが出来るだけである。」子供たちがはじめ
てほんとうの平和な世界をうち建てることが出来るのだ。
「労働者と軍隊が戦争を勝ち取る、教師と父母がその子供を通じて平和を勝ち取る。」の語で二頁の文書が結んでゐる。

にあふれかけている。この個人的な感傷を分析してさらに數枚の悪文を重ねたいと思う。

今、引用した序文の内容の一句一句に、戰争中に日本の子供に對しておこなわれたあらあらしい犯行が、きびしく責められている。このことをえぐり出すことはお互にあまりに切なすぎる。讀者はここでもう一ぺん前の引用を読みかえして頂ければ、おそらく、私と共に悔いと、嘆きと、そして一方には、子供たちに對する強いはげしい愛情のきびしさを感じ得されることであろう。今や、私たちも、皆さんと共に聲をそろえて云おう、子供たちには子供としての生活や喜びはたつた今にしかないのだ、世が混亂と貧乏のどん底にあろうとも、子供の世界にはかかわりのないことで、子供は子供らしく、明るく楽しい豊かな生活をおくらせようではないか、と。

混亂も貧乏も、子供の世界には何のかかわりもない——とは、あまりにも突飛な言説であると云うかも知れないが、無論、暗々のうちにまわりの世界から影響を受けることは已むを得ないとしても、何人が好んで幼児たちに闇の商賣の任方を教え、ペテンとインチキを授け、世の苦しみの實情をあばく必要があるうぞ。能うかぎり、可能な限りの、あたたかい環境をしつらえて、幼児に出来るだけ平常の生活を送らせるよう努めること、これが両親のつとめであると共に、幼児の保育にあたる者の心がくべきことである。戰争ごろこしか遊びをやらせなかつたあの戰争中の子供に對する犯行を、

私は、この文章を読み、本文をばらばらとめくりながら、いい知れぬ感じに打たれて、實を打ち明ければ、涙がまたた

別の姿で持続する必要はさらにならぬ。せめて、こどもたちだけでも、資材や設備はとぼしくとも、いろいろな工夫でもつてこのかけがえのない幼児期を充實しておくるよう、世話を教育とを與えようではないか。

この國家的破滅の淵にひんしてゐる時にあたつて、幼い子供たちを教育してゐる我々は、この當面してゐる混亂に目を注ぐべきではなく、来るべき平安と文化とに目を注ぐ嚴かな義務を負つてゐる——といつた風に、この文章を少しづつ書きかえていけば、正しく、いまの我が國のことである。さらには、かの歐州の獨裁者を産んだ教育こそは、悲しいかな、今までの畫一的な強制的な教育、押しつけと詰め込みの教育と共に通のものであることを認めねばならない。ほんとうに、子供たちを伸び伸びと明るく育て、自分の頭で考え、自分の力を行使する人間に育てていくこと、子供の子供らしい自然の成長に添つて、その後を辛抱づよくついていくといつた、骨折の多いまわり道をとることによつてのみ、ほんとうに、権力にも、集團の壓力にも動かされず、自由な批判と行動をすることの出来る個性をつくる源となるであろう。この基は、幼児の時に築かずして、いつの日かそのつぐないが出来ることであらう。

この書は、戦争のはげしい時に出版されるのだから、いふに仕上げられないのが残念である——とも書いてある。しかし、どうして、どうして、とても立派なものである。あ

る日本有數の印刷會社の重役が、日本の印刷技術は世界で一ぱん進んでゐる、今はただ資材がないからうまくいかないのだ、と或る席上で述べたのを聞いた。丁度、私はたゞさえていたこの書をだまつて、その人の前にさしだして、これが戦時中の印刷ですよ、とのみを、熱心に貢をめくつて、彼に語つた。「とても、かなわない。」これが、彼の答えであつた。もつとも手許からはなさず持ち歩いたために、すまないことは表紙が本文とはなれてしまつたが、こののり付けの不完全などが、唯一の戦時色かも知れない。本文にも、さし繪にも、ほんの少しの戦時色がないといふことも、あの頃の日本人には想像も付かないことである。――

私は、大分前からずつと一つの夢をひそかに持ちつづけてきた。それは、幼稚園と小學校の三年とを一つにした、いわば兒童前期のための教育機關をつくることである。これほど樂しく、そして生きがいのある仕事はなかろう、と私は夢想していたのであつた。私は、この書のように、すでにこれが現實の姿として現はれて、かくも美しく巧みにえがき出されてゐるのに接して、いまさら、何をいふべきか、ことばを知らない。うらやみ、ねたみが、實は頭をもたげてゐるのを告白しないわけにはいかないが、この方向に歩むことの可能を豫示されたうれしさで、胸が一ぱいになり、まぶたがあつくなるのである。功刀よし子さんの恩師たちがこの書の編さんへ當られたことを聞いて、功刀さんとこの書についての感

激を語りあつたが、その時、私の涙もろさを明るくからかわされた。笑われながら、私は一層あかるい涙が胸の中にひろがるのを覚えたことである。

私は、一ぺんで読みおわるのが惜しいような気持ちで、一方仕事の繁忙にもかまけてまだ、読み終るまでにはいたらない。読みおわらないことが、何となく楽しい豫感を私に貰えてくれる。

陶淵明の詩をはじつて「學園まさに燕さんとす、何ぞかえらざる」との感慨が冷たい役所の事務テーブルの上にさまよう。幼稚園を学校教育法の中に入れるこの数々の苦勞も、子供たちの一回の微笑ほどのねうちももたないような気がして來た。いつかは、日本にもこうした四年の初級の学校が出来、その子供たちの楽しいサークルの中に立つ自分を見出す日が來ることを期待ある夢にうつとりとなるしばらくの時を持つ。

私が夢みて來たこの四ヶ年の初級學校は、つまりは、本當に自律的な社會人をつくるための土臺を築く最も重要な時期に對する最堅要な教育を行ふ所である。もつとほんとのことを打ち明ければ、私は、この時期の子供たちとあそぶことはない、との個人的な趣味、限りない愛着を持つてゐるのである。その上に、私は信じてゐる、この時期の子供の教育を経験しつゝその方法と態度とを會得してはじめて、それ以外の子女の教育も出来るようになるのである——。正直にい

えば、この初級學校こそ、もしも樂園といつもののがこの世にあるとすれば、正しくそのものである。ああ、この天国にも比すべきものが、いままで日本の國ではおろそかにされ、おとろえ亡びようとして來た。幼稚園から小學校の下級までの教育をたてなおすこと、そしてその方法と態度を上の方にまで押し及ぼすことが、新教育の精神でもあるが、この樂園建設を復興し、建設しようと努力する人々が一人でもふえることを切に祈りたい。

さらに、私事にわたり、手前味噌になつて恐縮であるが、私は數年前岡山師範の女子部長をしていた。その時學校中で一番立派な所は附屬幼稚園であり、そこはほんとに楽しい夢のやうな桃源境であり、樂園であつた。私は幼稚園と國民學校の一貫した教育の經費を先生方と計算し、少しば實施をして見た經驗をもつたが、遂に、一昨年六月末惡夢のよくな一夜、一切が灰になつてしまつたのであつた。また、絶えず協力してくれた小山主事も、廣島で死んだ十萬人の一人となつた。今一ついわしてもらいたいことはその夜の前日まで、いろいろな壓迫や國難にもかゝわらず、幼稚園を開きつけたのだ。その時まで一緒に働いた吉岡、横田の先生方の努力を思い出し、このささやかな私たちの努力がさらにあの「桃源境」が、灰となつて天に舞い上つて、この冊子の中に現はれ、新生の幼稚園の中に、さらにならるべき私の夢の初級學校の中に、實現するであろう、といふ予感が、私の胸一ぱいを涙でひたするのである。

「ことば」で育てる

東京高等師範学校教授

石井庄司

これまで、國語教育といえど、學校教育がはじまるまで必要ではないと考えられてきた。したがつて、幼兒の教育とは關係のないもの、或は、關係のうすいものというようによく考えられてきた。しかし國語の教育は、決して文字の教育だけではなく、話し言葉の教育が重要な役割を占めているのである。それでも、言葉の教育は、幼兒にはまださして必要でないかも知れない。しかし幼兒にも言葉での教育は十分關係がある。それどころか、言葉の教育が行われるより、はるか前に、すでに、言葉での教育は行われている筈である。

たとえば、どこの幼稚園だつて、「ことば」の使われていな

いところはない筈である。園長先生も保母の方々も、また園児も、一日中黙つてゐるといふような幼稚園は、この世には存在しないであろう。「先生、おはよう」と喜び勇んで園児が飛び込んで来る朝から、「さよなら」と言うまで、どこの幼稚園も無邪氣な話し聲に充ち満ちてゐる筈である。こうして、こどもは育つて行く。「ことば」の教育は確かに存在するわけである。「ことば」で育てることは、學校教育の重要な部面であるが、幼稚園が十分その任務を果してゐるのである。

しかし、これも、決して、幼稚園からはじまつてゐるのでなく、家庭教育の中心が全く「ことば」であること、知る人はよく知つてゐる筈である。生まれるとすぐ母親は、やさしく腕に愛兒をかゝえ込むと共に、愛撫のことばを授げかける、片言まじりにどころか、まだ一言さえものいうことのできない赤ん坊でも、母親は、十分話を交わすことができる。泣くにつけ、笑うにつけ、起きるにつけ、寝るにつけ、いつも母親の慈愛のこもつた「ことば」が伴奏として存在するのである。こうして、子供たちは育てられる。「ことば」で育てるということは、決して奇妙な言い方でないことは、十分わかつて戴けることと思う。

ここで中根東里先生の「新瓦」のことを申したい。中根東里先生は、伊豆の下田の人で元祿七年に生れ、明和二年、七十二歳で亡くなつた儒者である。今から凡そ百八十年ばかり前の人である。年十三のとき父に先だたれ、母につかえて孝養をつくしていたが、母の命で僧となり、後、江戸に出て徂徠や鳩巣などについて學を修めたが、全く普通の者とは違つ

ていた。かつて鎌倉の鶴岡八幡宮の前で、弟と共に下駄を賣つて生活したこともあつた、後には下野國安蘇郡の天明卿に移り開店した。このとき、鎌倉の弟叔徳の娘芳子を引取つて世話をした。芳子は僅かに三才、先生は五十二歳の獨身者であるが、晝夜心根を傾けて、芳子の養育につくした「新瓦」は芳子四歳のときに書かれたもので、全く感激の深い書物である。

その中にこうじうことが書じてある。芳子が下野へ來るまで、鎌倉で世話になつていた隣のお婆さんがあつた。芳子の母はなくなり、父の叔徳はかせぎのために外出することが多いので、隣のお婆さんに頼んだのである。このお婆さんは、父の前では芳子をよく世話するように見せかけてくるが、陰では虐待したといふことが述べてある。その證據といふのは、三歳になる芳子が下野へ來たときに、幼言葉といふものを知らなう。みんな大人のような言葉遣であるといふことを指摘して居られる。例えば幼兒は手とふことは「テ」といわず「テテ」といふ。寝ることは「ネンネ」といふ。起きることは「オキオキ」。食物は「ウマウマ」といふように重言を使ふ。また犬は「ワンワン」猫は「ニャーニャー」鼓は「テンテン」尿は「シイシイ」といふように聲をそのまま具象的に言ふ。元來幼兒は、こうじう愛情のこもつた「ことば」で育てられるものである。ところが今、芳子は隣のお婆さんから愛情を以て世話されなかつたから、こうじう幼言葉を知つてゐないといふ結論なのである。

これは、今日の科學的考え方、或は標準語教育といふよりな方面から考へると、異様に思われるかも知れないが、深い意味のあることと思う。眞の親心の有無といふことが問題となるのである。「ことば」の教育ではないが、まことの言語教育の眞理を言ひ現わしたものと思う。知識階級の家庭では往々にして、行きすぎた「ことば」の教育といふ點から、幼兒に幼言葉を與えず初めから大人の言葉を教え込もうとして、大事な親心を失つた例を見せられる。考へべきことではないかと思う。

アメリカの學校での言語教育は、家庭の言語から入つて、いふことを過日進駐軍の方から聞いた。あまりやかましく言葉直しは、兒童の潰刺たる發表の意欲をおさえて、かえつて言語教育には、差支を生ずるといふ話であつた。幼稚園での言語教育は、幼兒言葉そのままでよく方言でも訛語でもともかく幼兒が楽しんで話をするに重きを置きたいと思う。それでは幼稚園では、どんな「ことば」でもよいか、特に保姆先生の「ことば」は何でもよいかといふのではない。これは全く、正しく美しい日本の標準語であつてほしい。少くも明るい「ことば」心のやさしさ、愛に満ちた「ことば」であつてほしい。

かつて英國の政府が調査した「英國に於ける英語の教育」もこう報告書の中に

Every teacher is a teacher of English because every teacher is a teacher in English.

という文句がある。これをわが國に移せばすべての學校の先生といふものは、國語の先生である、なんとなれば、すべての先生は國語で教える人であるからといふことになる。幼稚園の保姆の方の中には、専門の國語の先生といふような方は、いらない筈である。しかしどの保姆の先生だつて國語で教えない先生はないのであるから、どの保姆の先生もみな國語の先生ということになるのである。この事實をぜひ幼稚園の方々に考えて戴きたい。幼稚園といえば、多く施設の頃、遊戯とか運動の施設のことが主だつて考えられ易いのであるが、全く何の準備も必要としないように見える「ことば」のことを見つかりと見て戴きたいと思う。

保姆の先生がみな國語の先生だからといふのでみんなに立派な字を書いて戴きたいとか、名文を作つて戴きたいとか言ふのではない。そういう字の上でなく、幼稚園ではすべて高聲としての言語である。話し言葉或は歌う言葉などに氣をつけて戴きたい。

一昨年あたり發表された英國ミズリー大學のカリキュラムの報告書の中に

Every teacher is a teacher of speech.

ところ、「すべての先生は、おはなしの先生である」という一句があつた。「すべての先生は、おはなしの先生である」ということである。これは、おもにパブリックスクールのこととして論述されてゐたのであるが、幼稚園の先生については、最も必要なことと思われる。文字によらない話し言葉では、なんとしても、先生が模範を示すより外いたし方が

ない。どんなに深遠な理論を述べたとて、幼児にはわからないのであるから、保姆の先生は、ただよし手本を示して戴きたいのである。それが保育の最大最要のひとつであると思われる。

これまでには、幼稚園では、おはなしの上手な先生が重寶がられた。面白いおはなしをたくさん知つてゐる先生は、みんなから談しがられた。もちろんそれが悪い筈はない。しかしこれまでには、餘り多く與えることだけしか考えられなかつたのではないか。幼稚園の保姆の方々は、與えることよりも、幼児のおはなしを喜んで聞くといふ、よき聞き手となるべきではないかと思う。人間はすべて報道の本能を持つてゐると言つてはいる。見るもの、聞くもの、なんでも、すぐ人に傳えたいといふ本能がある。幼児は全くその本能に動かされている。「先生、先生」といつて、保姆先生のところへいそしそと報告に來る幼児の話をしつかりと聞いてやつてほしいのである。よろこんで幼児の話に耳を傾けるばかりではなく、じくらでも幼児が話しをするように仕向けてほしくものである。與えるよりも、受ける方を多くしたるものと思う。そこには最も生き生きとした幼児の生活があるのであり、幼稚園全體が生きて來ると思う。歐米の教育では、特に聞き方の教育が重んぜられてゐるのは、その故であろうと思う。このことは、同時に家庭の母親にも望みたい。母親はせひよき聞き手でありたい、幼児の話のよき聞き手であるばかりでなく、

よき娘や息子の話の聞き手にもなつて戴きたい。「こんなこと、お母さまに言つても駄目よ」といつて、娘が眞實を聞かせなくなつたら、それこそ大變である「お父さまも、お母さまも駄目だけれど、叔父さまなら、聞いて下さるだろう」とか「叔母さまなら聞いて下さるだろう」というような方があれば一家はまことに幸福である。

むかしは農村などで、何かむづかしい事件が起ると「お寺の和尚さんに聞いて戴こう」といつて、山寺に出向いたわけである。何々争議といつたむづかしい事でも「お寺の和尚さん」に聞いて戴かうで、事件は平和に解決した。ところがこの頃は、こういう「聞いて戴こう」という方がなくなつたのではないかと思う。「はなしを聞く」ということは、事件を解決するということである。一國の中に、かういう聞き手があれば、どんなによいかと思うと共に、自分はぜひ幼稚園の到るところにいつもニヨ／＼として園児のはなしに耳を傾けて下さる保母の方を見つけたい。多勢を集めて大勢に「ことば」を散布することだけが決して「ことば」の教育ではなく、それよりも、静かに、幼児の話し聲に聞き入るところに、まことに教育がある。幼児は「ことば」を使ってそれで育つのである。そして、ときどき、先生はよい模範を與えて戴かい。きびしい躰などと言はず、楽しく幼児らと共に話し會つて戴きた。それで幼児はぐん／＼育つて行く筈である。

さて、こういふと「ことば」の教育というものが如何にも無造作のようと思われるかも知れない。それは困るので、こういうことが十分できるためには、いろいろの準備が必要となる。準備などといえれば、學生時代、修業時代のことのように思われるかも知れないが、もちろん修學中の人々に、大きな準備のあることは「今までもないが、しかし毎日のつとめの中にも心掛が要る」と思う。

岸田國士氏は、「現代演劇論」の中で、俳優の心得として「刻々變遷する日常の口語體に、絶えず注意を拂うのみならず、漢文脈より歐文脈に推移する文學的表現に親しみ、あらゆる職業、教養、年齢、性格を通して各種の人物に接觸し、その話し方を微細にノオトする必要があるのである。」と書いて居られる。「ことば」は生きものであるから、いつも現實の相において、しつかり把握されなければならぬ「刻々變遷する日常の口語體に絶えず注意を拂う」とあるが、これは教育者としても是非望ましいことであると思う。それから子供を扱うのだからといつて、輕視してはいけない。幼稚園の先生は、ぜひ文學のわかる方であつてほしい、文學がわかるということはどんなことか、考えて見ればむづかしいことである。とにかく話の筋や内容だけに感心するのではなく「文學的表現」に親しむことが肝要であると思われる。それから、多くの職業、教養、年齢、性格の人物に接觸し、その話し方を微細にノオトするといふのである。これは大變なことである。しかし俳優だけに入用なのでなく、幼児の教育にたず

さわるものは、ぜひ一人一人の幼児の話し方に細密の注意と
关心を拂つてほしい、できたら詳しくノオトするだけの熱意
が欲しい。ほんやりと聞いているのではない、聞くことによ
つて、相手に目をひらかせるのである。

森鷗外の言葉に「人間として生れて、眼も見え、耳も聞え
るのは、不具者でない以上、これは當然の話だ。だが眞の意
味で、眼も見え、耳も聞える。と云う人は、ほとんど稀であ
る。折角子供たちがこの世に生れた以上、どうかして本當の
意味で、眼も見え、耳も聞えるような人間にしてやりたいも
のだね」ということがある由、小堀香奴氏の近作「冬の花
束」に書かれていた。まことによい言葉である。われくは
ぜひ幼児たちに、本當に、眼も見え、耳も聞えるような人間
にしてやりたいものである。

島崎藤村は、詩人として、小説家として、また隨筆家とし
て、立派な作家であつたが、同時に藤村は童話作家としても

特色のある存在であつた。藤村は童話についてこう言つてい
る「この世の中には童話といふ形式でなければ表現し難いこ
ともある」私たちが旅から歸つて自分の家にでも着くと、大
人に聞かせたいことと、子供に聞かせたいと思うことがあ
る。藤村のこういう言葉の意味を最近刊行された掛川俊夫と
いう若き評論家の「島崎藤村論」には、「藤村の童話の一つの
特異性としては、筋の變化よりも、日常のことの中にこもる
深い意味を面白い表現で表すということであろう。ありふれ
たことの中には、何かの意味を新しく發見することがその童話

の本質といえる。このことは藤村がその作品の中で常に云つ
ていることであるが、童話という形式を選んだのも、分り易
い言葉で、事物の本質を子供に分らせようとし、子供に物を
見る眼を養はしめようとしたのである。」とある。鷗外の言
葉とも符合するようで、自分には大變うれしい説だと思つ
た。幼児たちに、物を見る眼を養わしめるということくらい
い、大きな仕事はないと思う。童話をきかせるということの
本質がそうであるばかりでなく、こちらが幼児の「ことば」
を聞くよいうことが、とりも直さず、幼児の眼を見開かせ
ることになるのである。

權威ある者ごとく教えたといふ基督の姿も尊いが、それ
にもまして、自分には、なつかしく、また尊く感ずるのは、
多くの人々の「ことば」を聞いている基督の姿である。かく
て、人々は救われてゐるのである。再びいふ、幼児は「こと
ば」で育てられるのである。

話させるまでのいとぐち

上 澤 謙 一

ここに『銅像』と呼ばれる園児があつた。毎日幼稚園の門をはしつてから出るまで、先生に對してけつして口をきかない。すべてのこと頭を縦にふるので、横にふるので済ましてしまう。しかも「縦」はイエスであり「横」はノーである。

保母たちはこんな話をした。

『人間も、頭を縦と横にあるだけで、生活してゆけるものね』

『一言でも、あの子にしやべらせた先生はえらいわね』

『できないわよ。まるで銅像ですもの』

こういふ「銅像」が案外ある。恐らくどこの幼稚園にも幾人があるのではないか。
こういふ子供を話すようにする——そのためにはどこでも苦勞する。

ところで、この子供は「話しきらい」というレッテルをつけられるのが普通であるが、實は彼は話はきらいでないので、遂には堪えられなくなるだろう。

例えば、朝、初めてその子供に逢つた時、先生が笑顔で迎

ある。否、話したいのである。けれども話せないのである。話せないわけは、性格とか、習慣とか、環境とか、いろいろあるだろうが、兎に角話したいけれども話せないのである。もし彼が飽くまで話すことがきらいならば、話すことが始終繰返されている幼稚園には來ないだらう。もし彼の心を撮る寫真があつたとしたら、人一倍話したい要求が燃え立つてゐることがわかるだらう。

さて、かういふ子供を話させるにはどうすればよいか。指導の第一段は、かえつて彼から離れることである。幼いながら、彼は話せないと、いふ自分の短所をよく知つて、ひけ目を感じてゐるのである。だからその短所に觸れられることは、病人が痛いところに觸れられるように、まことに辛いのである。もし先生がそれを氣にして、屢々何かいふとすれば、よし勵ましであれ、慰めであれ、嘗人に取つては深刻な経験なので、遂には堪えられなくなるだらう。

えて『おはよう』と、快活に挨拶する。先生からすれば、それによつてその子供に『おはよう』という機会を與え、少しでも話す方へ引張ろうとする親切な誘導であるが、それすら彼に取つては大難關にぶつかることになる。いかに努力しても、その時すぐに『おはよう』といふ返すほどの口輕さにも、氣輕さにもなれないので、ただ困惑するだけであろう。二三回もそれをつづければ、朝た朝な先生を回避するようになるだろう。

こういうふうだから、組に分かれて出席を取る時返事をしないでも、さつさと次を呼ぶことにする。問答の順番になつても、どんどん通り過ぎて、次に移ることにする。その際その子供を、ちらりとも見ないようにする。見なくとも、下キドキする胸を抱いてうつむいて、身動きもせずにいることは分つてゐるし、呼び返しや指名が頭上を通り越すと、ホツとすることも察せられる。兎に角「先生は自分が話さないことについては問題にしていない」という安心を與えることである。そうして、先生と同じ机に向き合つても、おちついていられるようになることである。

こういう時期がしばらくつづいて、安心が根をおろしたとたしかめられたら、第二段に進む。しかし第二段では、口を開くことは尙早で、目だけ動かせる。時にやわらかい顔をして、子供の方をちよつと見る。これは偵察と接觸の意味が半ばしている。偵察とは先生にどのくらい親しんできたか、或はまだかを窺うこと、接觸とは相親しむ前提として、目と目

だけでも觸れ合わせることである。だから時々である。頻繁では強過ぎる。それからやわらかい顔である。ピンと張つたまじめた顔や、こぼれるような笑ひ顔は、いずれも強過ぎる。それから「ちよつと」である。注目や凝視は強過ぎる。ところで視線をむける途端に、相手が顔を伏せるようだ。たら末だしで、第一段の範圍に止まらねばならぬ。けれども「時々」でも「ちよつと」でも、目を見合はせたら、何かを読み取れないことはあるまい。「目は心の窓なり」ともいわれる。そこに明るい閃めきの氣分、晴々しい輝きのう過ぎを見るたら、有望である。然しこれも時々でなければならない。頻繁では、子供は應接するのに煩わしくものうくなつて、折角舉げた顔を伏せるようになる危険なしといえないからである。

だんだん目と目の交渉が適當に行われて、明るい時々しい閃めきと輝きが眼中にあふれるようになつたら、第三段に進む時期となる。じよいよ言葉の交換である。けれども他の子供と同じように、改めて質問したり、開き直つて話しかけたり、大勢の前で指名したりするのは早過ぎる。そんなことをしたら、その勢いに壓倒され、發しようとした聲も發しなくなり、出ようとした言葉も出なくなるだろう。目出たない自然の機會を捉えて、話を引出すことが肝腎である。

それにはお辦當の時などが最もふさわしいだろう。先生は豫めその子供をすぐそばに座らせることを忘れない。たゞながらあちこちで話がはじまるが、それは最も自然で、自由

で、具體的である。自然とは、たべるところが主なもの

で、われ知らず始まるから。自由とは何の制限も屈託もなく

話せるから。具體的とは、目の前に置かれてあるお弁當そのものについての話が多いから。だから最も氣易い時、話し

よい時なのである。

先生はそばの一人二人と所謂「具體的」なお話を、しづかにゆづくりはじめる。その子供と親しむためもあるが、あの子供と話す伏線でもある。その子供たちとの話の間に機會を見て「あの子供」に話しかける。その時の言葉は短かい方が、聲は低い方がよい。

『お弁當おいしい?』又は『お母さんが作つてくださつた』

こんな質問は拙劣である。これに對する答は言葉を要せない、頭の縦ふりか横ふりかで済まされるからである。

『お弁當のお茶何?』又は『誰が作つてくださつたの?』

こんな質問は園児である。どうしても言葉で答えなければならないからである。しかも分かりきつたやさしいことで、簡単な言葉で済むことだからである。多少でも面倒なムづかしいこと、比較的長い言葉を要することは避けねばならぬ。答えるのに臆劫になつて、口をつぐませてしまふからである。

偶然の接觸を利用することも忘れてはならない。不意に廊下などで出遇つた時『どこへゆくの?』『何しにゆくの?』などと、聲をかける。場合が自然で豫期しなかつただけに、か

えつてひょつとり返事が出るものだ。

『お部屋へ』『お弁當取りに』などと。

周囲の事情によつて或る必要に迫られた場合は、好箇の機會として見逃がしてはならない。例えば下駄が見つからなくてうらうらしている「何か問題が起つた」と見て取つた先生は、透かさずそばへ寄つて聞く。

『どうしたの?』

現在困つてゐるので援助を求めねばならぬ。痛切な必要に迫られると、言葉はするりと出てくる。

『下駄が……なくなつたの……』

『そう——どこへねいでおいたの』

『ここへ……ねいでおいたの……』

『どんな鼻緒? 黒いの、白いの?』

『黒いの……』

『ぢやあ、先生といつしよに見つけませう』

手を出すと、多分その手を握つて曳かれるだろう。普通ならば絶対にそんなことはない。手など出したら逃げてゆくだろう。けれども今は賴らなければならない、いつしよに歩かなければならぬ。おのずとつながるわけである。そうやつて探す間も、先生が必要に應じて話しかければ、たいがい答えるだろう。但し例によつて「頻繁」にならぬようだ。

この際、先生は一生懸命になつて、どうにかして下駄を探し出してやらねばならない。それは子供の不便不都合を満たすと共に、所有を舊に歸す意味からも必要なこというまで

もないが、同時にその子供の談話生活の上からも、極めて重

要なことだからである。というのは、ここで下駄が見つかれば、それは先生の援助のおかげであるが、先生の援助を得られたのは、實に口を開いて話したことのおかげだからである。

ここに於てか「話す」ということが、いかによくことで有益であるかを、観面に感ぜざるを得ないだろう。そうしてこれこそ経験を通じて談話の價値を體認させることに外ならないであろう。

『よく先生にいつたわね。先生にいつたから見つかったのよ、よかつたわね』

先生は共に喜ぶ心から、このくらいの數語を添えて、その経験を更に明かに意識させ、その事件のしめくくりとするのもよからう。

かくて「銅像」の口は漸くにして開き、舌は漸くにしてうごき出すようになるだろう。即ち談話の森へのこみちが漸くにしてつけられたことになるであらう。

ここでも保育は、愛と、注意と、機智と、根氣の綜合である。

○親と先生の會話

『いつも御厄介さまでござります』

『どういたしまして、ゆき届きませんことばかりで』
『おかげで、健康も大層よくなりまして』

『そうですね。お顔色も……』
『まつくるになりました』

『この頃は、特別毎日外あそびで』
『先生も……おつかれでしよう』

『すつかり日にやけました。ホホ、、』

『よく遊ばせていただくので、おなかもよくすくとみえて、ご飯もよくいたどきます』

『わたくしも、ホ、』

『夜分もよくやすみまして』

『わたくしも、よくやすみます。夜になるとこくり／＼』
『ほんとに、ご苦勞さまでござりますね。子どもは幼稚園を、何より楽しみにしていますが』
『わたくしも。おさん方に負けない程、幼稚園か何より楽しみで……』

『ありがとうございます』

『いえ、わたくしこそ、ありがとうございます』

×

×

×

×

六月

作詞
弘田龍太郎 作曲

J=96

The musical score consists of three staves of music. The top staff has a treble clef, the middle staff has a bass clef, and the bottom staff has a bass clef. The key signature is one sharp (F#). The tempo is indicated as J=96. The lyrics are written below the notes in Japanese hiragana. The lyrics for the first staff are: アラ オミイ ノキウ ハモタ ラのエ アカオ オミイ バロ ヤクガ シツ. The lyrics for the second staff are: アカオ オミド イレ ヤニマツ フル ワイ アロフガ イツ. The lyrics for the third staff are: アカオ オミド イレ ヤニマツ フル ワイ アロフガ イツ.

遊 戲『六

月

作詞介橋惣三
振付戸倉ハル
作曲弘田龍太郎

前列圓形 四小節(八呼間)静かに聞く
前奏 隊形動作

(一)

青い野原青い林青い山 手をつなぎ、圓周上を左に十二歩
あるく(最後は圓心をむいて、足を揃える)
六月は青い膝を屈げて伸しながら、手を體の前で打上げ
る動作を二回行う

(二)

軽い 圓心に向き、左足を左に出し、右足で床を打つ(ス
タンドラフ)
きもの 右足を右に出し、左足でスタンプする
軽い帽子、軽い靴 「軽いきもの」と同じ動作を、更に二回
繰返す
六月は 右足で片脚跳を一回行い、同時に體の前で一回拍
手する(拍手した手は後に流す)
軽い 右足で片脚跳を行い、同時に拍手する

(三)

歌え歌え 左手を前方にかざし(歌をうたう様子)左足から
回周上を左に四歩あるく
青い六月 右手をかざしてあるく(此の時かざさぬ手は前
後におどる)
おどり元氣よく振る
上を左に進み最後に両足を揃えてとび込んでとまる

幼兒保育施設の整備擴充に關する建議案

關西連合保育會
全日本保育連盟

昭和二十二年二月十一日

新日本建設の基礎は、實に教育にあることは申す迄もありませんが、さらにはその根基たる幼兒教育にまで遡つて考究せらるべきであります。依つて學齡の幼兒教育に對して、その制度及び内容に亘り、根本的全般的に刷新を行い、

幼兒保育施設の整備擴充を圖ることが、現下最も緊急を要する問題の一であると信じます。抑も幼兒保育施設の重大使命

は、(一)平和國家文化國家の建設を成就すべき幼兒の心身の健全なる育成、(二)婦人の社會的進歩を促進せしむる爲めの

保育の共同化、(三)幼兒及び母親を通じての家庭の民主化等にあると思ひます。然るにこれに對處すべき我が國幼兒保育施設の現状を見るに、制度上も設備内容上も殆ど放置せられておる狀態で、遺憾の至りに存じます。こゝに幼兒保育施設の整備擴充の急務なるに鑑み、特に次に掲げる諸施策を即刻且つ強力に實施せられることを要望致す次第であります。

- 一、幼稚園令、その他幼稚園關係法規の改正
- 二、幼稚園令、その他幼稚園關係法規の改正
- 三、幼稚園令、その他幼稚園關係法規の改正

三、幼兒保育施設の年齢による再編制施行

五、教員養成機關の整備擴充及び教員の待遇改善

六、保育資材及び保育用品の確保

右建議致します

建議理由書

一、幼稚園令、その他幼稚園關係法規の改正

今般新學制の成立に伴い、六・三・三・四制實現の機運を見るに至りましたことは、誠に欣びに堪えません。然るに幼稚園に就いては、大正十五年制定の幼稚園令に、先年僅かの形式的改正を加えられたのみで、劃期的な學制改革が行われる今日、尙保育制度の全般に對して、何等根本的に刷新改革が企圖されていないのであります。甚だ片手落ちであり、遺憾至極に存じます。新學制の基礎を固める爲めに、この際我が國保育制度も根本的に再檢討し、それが刷新を圖るべきで

あると信ずるのであります。

二、幼児保育施設の普及擴充

現在我が國に於いては、國民學校就學兒童のうち幼稚園及び託兒所(常設)の恩恵に浴しているものは、合せて僅か一割五分にも足りないのであります。而も今日は戰災の爲め保育施設の數は、激減していきます。然るに新日本建設の爲めの幼児保育の地位、婦人の社會的進出への要請、家庭生活、家庭教育の現狀等に顧みると、幼児保育施設の復興は勿論のこと、大いにそれが擴充を圖ることが、今日の急務でなければなりません。

三、幼児保育施設の年齢による再編制

我が國現在の幼児保育施設は、教育施設として文部省所管の幼稚園と社會施設として厚生省管下の託兒所とに二分されています。元來殆ど同年齢の幼児が別々の施設で保育されていることは民主的でないと思ひますし、又漸く幼児期を越えたばかりの幼児と國民學校就學前期に當る幼児とでは、その保育方法も設備も、決して同一であり得ないことは明確であります。その年齢に應じて、それぞれ最善の教育保護を行るべきであり、この觀點から次の如く年齢による組織化、再編制の必要があると存じます。

(一)四歳以上國民學校就學の始期に達するまでの幼児を保育する施設は、これを幼稚園と稱し文部省が所管するこ

(二)四歳未満の乳幼兒を保育する施設は、これを託兒所と

保育所と稱し、厚生省が所管すること

四、國民學校に幼稚園を附設し、就學前一年の保育義務制の施行

幼稚園に於ける保育效果を認識しつゝも、地理的及び經濟的理由から入園させ難いものが多いのが現狀であります。その解決策として、國民學校には凡て幼稚園を附設し、保育義務制少くとも就學前一年の保育義務制を施行すべきことを提案致したいのです。かくて教育の機會均等も與えられますし、又今回の初等教育制度の改革、義務教育の充實も、この幼稚園保育の義務制を前提としてこそ、完璧を期し得られると信じます。而してそれには次の如き對策を必要と致します。

(一)經費は國庫補助により地方支辨となすこと

(二)私立幼稚園の整備擴充を圖り、その經費の補助をなすこと

(保育義務制に於いては、區域内の私立幼稚園をも充當活用すること)

五、教員養成機關の整備擴充及び教員の待遇改善

教育の效果は、教育者その人の質に負うところ極めて大であることは申す迄もありません。然るに現在の如く幼稚園教員養成機關を不備不完全なる状態に放置することは、絶対に不可であると思ひます。これ教員養成機關の整備擴充を強調する所以であります。又幼稚園教員の待遇に就いて見ましても、一般勤労婦人と比較して、甚だ低位にあり、從つて保育

に關心を有しながら、やむを得ず退職するものも決して少くないのが現状であります。故に待遇に關し適當な國家の保證を切望致します。それでは是非次の如き措置を探られたいのであります。

- (一) 都道府縣師範學校女子部に高等女學校卒業、修業年限三年の保育科を附設すること
- (二) 大學に保育研究科を設置し、幼稚園教員養成機關の指導者を養成すること
- (三) 都道府縣に保育研究所を設置し、保育及び幼兒文化の

研究指導、教員の再教育等を行うこと

(四) 幼稚園教員の待遇を國民學校教員と同等となすこと

六、保育資材及び保育用品の確保

目下幼兒保育施設に於いては、保育資材及び保育用品の不足の爲めに、その復興、修理、運營に付き甚だ困難な狀態に陥っています。依つて保育施設の復興、新設に當つては、資材の確保又保育用品の製作配給等に特に御力添えを切望致したいのであります。

以上本案を提出御願いする所以であります。

教育基本法及び學校教育法の掲載に添えて

—特に幼稚園の部に就て—

編集者

教育基本法と學校教育法は誌友必讀また必携の重要な法律として、本號附錄に掲載した。教育基本法は、教育刷新委員會の内閣總理大臣への答申に基き、文部省案として議會に提出

簡潔であるが、句々綿密な理解を要する。

學校教育法は同じく教育刷新委員會において討議せられ、可決せられたもの、その提出理由に『あらたに日本の教育の基本を確立するため、教育の目的を明示し、又、日本國憲法の精神に則り、これと關連する諸條項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である』とある通り、わが國の教育の總基本となるものである。全文を掲載した。

教育基本法に基き從來の一切の教育令を廢止して、新法律案とし、議會において、可決せられたものである。從來の教育令は勅令によつて定められていたが、今や、すべて法律となつた。新憲法の本旨に従つていれば、法律による教育法は、とりもなおさず、國民が定めた教育法ということである。法律としての學校教育法に此の深い意義のあることが、先づよ

く注意せられなければならない。さて、此の法律に「学校」とは、小学校、中學校、高等學校、大學、盲學校、聾學校、養護學校及び幼稚園であつて、大學と幼稚園は、學校という名稱でないが、法律上は學校であつて、すなわち、幼稚園から大學までの一切の學校がこの一本の法律によつて、同一の教育法の中に置かれてあるのである。全文を掲載するのがよいのであるが、誌面の關係上、高等學校と大學の部その他を省略した。わが國の學校體系は、幼稚園三年、小學校六年、中學校三年、高等學校三年（乃至五年）大學四年（乃至以上及大學院）であつて、その六・三が義務教育となつてゐる。その各々の學校が如何に新らしい性格に刷新せられたかは、機會ある毎に誌上で解説したいと思つてゐるが、先ず精讀せられたい。

特に幼稚園の部について一言する。幼稚園は從來の幼稚園令によつては他の學校とは獨立の保育施設であつたが、この學校教育法の中においては他の諸學校と同列の法的規定下にその位置をもつたのである。これは教育刷新委員會の議決答申によることであり、教育機關としての幼稚園の將來の位置を確立したものである。保母の名稱が廢され、大學教授以外、小學校、中學校、高等學校等と同じ教諭となつた。これは、たゞ名稱を変えただけではなく、學校教育者として特殊のものでない（専門家ではあるが）こととなり、教員に關する諸法規に重要な關連をもつことである。なお最も重要な點は、幼稚園の目的も内容も、幼稚園令とは全然書き改められ

たことで、これは本誌が特に、あらゆる機會を以て詳解する筈であるが、誌友諸君の深き關心を以て研究せられるところと信ずる。從來の保育項目の列舉や、幼稚園令施行規則中の保育規定なども廢止せられ、一見極めて簡単になつてゐるが、これは法律としての文面であつて、幼稚園教育の目標及び實際内容については、いすれ文部省から保育指針（假稱）が公示せられる筈で、幼稚園保育内容調査委員會において整理せられている。これについても、いすれ順次紹介するが、幼稚園の教育目標が義務教育の目標への一貫を企てられることは、特に注目を要する。以上すべて幼稚園の教育的充實に割期的進展の踏出ししが實現されているものである。序に附言するが從來の幼稚園令ではその設置許可の規定はあつても、新學校教育法に明記せられてゐる（第八十三條）『各種學校は第一條に掲げる學校の名稱を用いてはならない』といふ如き嚴重な表示がなかつたため、往々にして幼稚園といふ名稱の非合法的濫用もあつたといわれている。これからは取締りの法的根據がしつかりした譯である。

（昭和二十二年三月記）

附 錄

教 育 基 本 法

われらは、さきに、日本國憲法を確定し、民主的で文化的な國家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の實現は、根本において教育の力によつべきものである。

われらは、個人の尊嚴を重んじ、眞理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本國憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一條(教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な國家及び社會の形成者として、眞理と正義を愛し、個人の價值をたつとび、勤勞と責任を重んじ、自主的精神性に充ちた心身ともに健康な國民の育成を期して行われなければならぬ。

第二條(教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機會に、あらゆる場所において實現されなければならない。この目的を達成するためには、學問の自由を尊重し、實際生活に即

し、自發的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と發展に貢献するように努めなければならない。

第三條(教育の機會均等) すべて國民は、ひとしく、その能力に応する教育を受ける機會を與えられなければならない。國及び地方公共團體は、能力があるにもかかわらず、經濟的理由によつて修學困難な者に對して、獎學の方法を講じなければならない。

第四條(義務教育) 國民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

國又は地方公共團體の設置する學校における義務教育について、授業料は、これを徵收しない。

第五條(男女共學) 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共學は、認められなければならない。

第六條(學校教育) 法律に定める學校は、公の性質をもつものであつて、國又は地方公共團體の外、法律に定める法人

のみが、これを設置することができる。

法律に定める學校の教員は、全體の奉仕者であつて、自己の使命を自覺し、その職責の遂行に努めなければならぬ。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第七條(社會教育) 家庭教育及び勤労の場所その他社會において行われる教育は、國及び地方公共團體によつて奨励されなければならない。

國及び地方公共團體は、圖書館、博物館、公民館等の施設の設置、學校の施設の利用その他適當な方法によつて教育の目的の實現に努めなければならない。
第八條(政治教育) 良識ある公民たるに必要な政治的教育は、教育上これを尊重しなければならない。
法律に定める學校は、特定の政黨を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第九條(宗教教育) 宗教に關する寛容の態度及び宗教の社會生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。
國及び地方公共團體が設置する學校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第十條(教育行政) 教育は、不當な支配に服することなく、國民全體に對し直接に責任を負つて行われるべきものである。
國及び地方公共團體が設置する學校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第十一條(補則) この法律に掲げる諸條項を實施するために必要な諸條件の整備確立を目標として行われなければならない。
教育行政は、この自覺のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸條件の整備確立を目標として行われなければならない。

學 校 教 育 法

(抜粋)

第一章 總 則

のみが、これを設置することができます。

第一條 この法律で、學校とは、小學校、中學校、高等學校、大學、盲學校、聾學校、養護學校及び幼稚園とする。
第二條 學校は、國、地方公共團體及び別に法律で定める法

この法律で、國立學校とは、國の設置する學校を、公立學校とは、地方公共團體の設置する學校を、私立學校とは、別に法律で定める法人の設置する學校をいう。
第三條 學校を設置しようとする者は、學校の種類に應じ、

監督廳の定める設備、編制その他に關する設置基準に從
い、これを設置しなければならない。

第四條 國立學校及びこの法律によつて設置義務を負う者の
設置する學校の外、學校（大學の學部又は大學院について
も同様とする。）の設置廢止、設置者の變更その他監督廳の
定める事項は、監督廳の認可を受けなければならない。

第五條 學校の設置者は、その設置する學校を管理し、法令
に特別の定めある場合を除いては、その學校の經費を負擔

第六條 學校においては、授業料を徵收することができる。
但し、國立又は公立の小學校及び中學校又はこれらに進す
る盲學校、聾學校及び養護學校に於ける義務教育について
は、これを徵收することができない。

國立又は公立の學校における授業料その他の費用に關す
る事項は、監督廳がこれを定める。

第七條 學校には、校長及び相當數の教員を置かなければな
らない。

第八條 校長及び教員の免許狀その他資格に關する事項は監
督廳がこれを定める。

第九條 左の各號の一に該當する者は、校長又は教員となる
ことができない。

一 禁治產者及び準禁治產者

二 長期六年の禁錮以上の刑に處せられた者

三 長期六年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられ刑の執行

を終り又は刑の執行を受けることのないことに至らない

者

四、前條の免許狀取上げの處分を受け二年を経過しない者
五、昭和二十一年勅令第二百六十三號による教職不適格者
六、性行不良と認められる者

第十條 私立學校は、校長を定め、監督廳に届け出なければ
ならない。

第十一條 校長及び教員は、教育上必要があると認めるとき
は、監督廳の定めるところにより學生生徒及び兒童に懲戒
を加えることができる。但し體罰を加えることはできない
い。

第十二條 學校においては、學生、生徒兒童及び幼兒並びに
職員の健康増進を圖るために身體検査を行い及び適當な衛生
養護の施設を設けなければならない。
身體検査及び衛生養護の施設に關する事實は、監督廳がこ
れを定める。

第十三條 左の各號の一に該當する場合においては、監督廳
は、學校の閉鎖を命ずることができる。

一、法令の規定に故意に違反したとき
二、法令の規定により監督廳のなした命令に違反したとき
三、六箇月以上授業を行わなかつたとき
第十四條 學校が設備、授業その他の事項について、法令の
規定又は監督廳の定める規定に違反したときは、監督廳は
その變更を命ずることができる。

第十五條 私立學校は毎會計年度を開始前に收支豫算を、毎會計年度の終了後二箇月以内に收支決算を監督廳に届け出なければならない。

收支豫算に重大な變更を加えようとするときも、また同様とする。

第十六條 子女を使用する者は、その使用によつて、子女が義務教育を受けることを妨げてはならない。

第二章 小学校

第十七條 小學校は心身の發達に應じて、初等普通教育を施すことを目的とする。

第十八條 小學校における教育については、前條の目的を實現するために、左の各號に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一、學校内外の社會生活の經驗に基き、人間相互の關係について、正しい理解と協同、自主及び自律の精神を養うこと。
二、郷土及び國家の現状を傳統について、正しい理解に導き、進んで國際協調の精神を養うこと。
三、日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

四、日常生活に必要な國語を、正しく理解し、使用する能力を養うこと。
五、日常生活に必要な數量的な關係を正しく理解し、處理

する能力を養うこと。

六、日常生活における自然現象を科學的に觀察し、處理する能力を養うこと。

七、健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的發達を圖ること。

八、生活を明るく豊かにする音樂、美術、文藝等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

第十九條 小學校の修業年限は六年とする。

第二十條 小學校の教科に關する事項は、第十七條及び第十八條の規定に從い、監督廳が、これを定める。

第二十一條 小學校においては、監督廳の檢定若しくは認可を経た教科用圖書又は監督廳において著作権を有する教科用圖書を使用しなければならない。前項の教科用圖書以外の圖書その他の教材で有益適切なものは、これを使用することができる。

第二十二條 保護者（子女に對して親權を行う者、親權を行ふ者のないときは、後見人又は後見人の職務を行う者）は、子女の満六歳に達した日の翌日以後における最初の學年の初めから、満十二歳に達した日の屬する學年の終りまで、これを小學校又は盲學校、聾學校若しくは養護學校に就學させる義務を負う。

前項の義務履行の督促その他義務に關し必要な事項は監督廳がこれを定める。

第二十三條 前條の規定によつて、保護者が、就學させなけ

ればならない子女(以下學齡兒童と稱する)で、病弱、發育不完全その他やむを得ない事由のため、就學困難と認められる者の保護者に對しては、市町村立小學校の管理機關

は、監督廳の定める規程により、教育に關し都道府縣の區域を管轄する監督廳(以下都道府縣監督廳と稱する。)の認可を受けて、前條第一項に規定する義務を猶豫又は免除することができる。

第二十四條 第三十三條の規定により、小學校設置の義務を免除された區域内の學齡兒童の保護者は、第二十二條第一項に規定する義務を免除されたものとする。

第二十五條 經濟的理由によつて、就學困難と認められる學齡兒童の保護者に對しては、市町村は必要な援助を與えなければならない。

第二十六條 市町村立小學校の管理機關は、傳染病にかかり、若しくはその虞のある兒童又は性行不良であつて他の兒童の教育に妨げがあると認める兒童があるときは、その保護者に對して兒童の出席停止を命ずることができる。

第二十七條 學齡に達しない子女は、これを小學校に入學させることができない。

第二十八條 小學校には、校長、教諭養護教諭及び事務職員を置かなければならない。但し特別の事情のあるときは、事務職員を置かぬことができる。

小學校には、前項の外、助教諭その他必要な職員を置くことができるのである。

校長は、校務を掌り、所屬職員を監督する。

教諭は兒童の教育を掌る。

養護教諭は、兒童の養護を掌る。

事務職員は、事務に從事する。

助教諭は、教諭の職務を助ける。

第二十九條 市町村は、その議會の議決を經て、その區域内にあの學齡兒童を就學させるに必要な小學校を設置しなければならない。

第三十條 町村が前條の規定によることを不可能又は不適當と認めるときは、市町村學校組合又は町村學校組合を設けることが出来る。

第三十一條 町村が前二條の規定によることを不可能又は不適當と認めるときは、その議會の議決を經て、小學校の設置に代え學齡兒童の全部又は一部の教育事業を、他の市町村、市町村學校組合又は町村學校組合に委託することができる。

第三十二條 町村が前二條の規定による負擔に堪えないと都道府縣監督廳が認めるときは、都道府縣は、その議會の議決を經て、その町村に對して、必要な補助を與えなければならぬ。

第三十三條 都道府縣監督廳は町村、市町村學校組合又は町村學校組合の一部についき、第三十一條の不可能又は不適當と認める事情はあるが、同條及び前條の規定によることができないと認めるときは、その町村、市町村學校組合又

は町村學校組合に、その一部に關し、小學校設置の義務を免除することができる。

第三十四條 公立又は私立の小學校は都道府縣監督廳の所管に屬する。

第三章 中 學 校

第三十五條 中學校は小學校における教育の基礎の上に、身心の發達に應じて、中等普通教育を施すことを目的とする。

第三十六條 中學校における教育については、前條の目的を實現するため、左の各號に掲げる目的の達成に努めなければならない。

一、小學校における教育の目標をなお充分に達成して國家及び社會の形成者として必要な資質を養うこと。

二、社會に必要な職業についての基礎的な智識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に應じて將來の進路を選択する能力を養うこと。

三、學校内外における社會的活動を促進し、その感情を正しく導きつゝ公正な判断力を養うこと。

第三十七條 中學校の修業年限は、三年とする。

第三十八條 中學校の教科に關する事項は第三十五條及び第三十六條の規定に從い監督廳がこれを定める。

第三十九條 保護者は、子女が、小學校の課程を修了した日翌日以後における最初の學年の初めから、満十五歳に達

した日の屬する學年の終りまで、これを中學校又は盲學校・聾學校若くは養護學校に就學させる義務を負う。

前項の規定によつて保護者が就學させなければならぬ予女は、これを學齡生徒と稱する。

第四十條 第二十一條、第二十二條第二項、第二十三條から第三十四條までの規定は、中學校に、これを準用する。
(第四章高等學校。第五章大學。略)

第六章 特殊教育

第七十一條 盲學校、聾學校又は養護學校は、夫々盲者聾者又は精神薄弱、身體不自由その他心身に故障のある者に對して、幼稚園、小學校、中學校又は高等學校に準ずる教育を施し、併せてその缺陷を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十二條 盲學校、聾學校及び養護學校には、小學部及び中學部を置かなければならない。但し、特別の必要のある場合においては、その一のみを置くことができる。

盲學校、聾學校及び養護學校には、幼稚部及び高等部を置くことができる。

第七十三條 盲學校、聾學校及び養護學校の小學部及び中學部の教科及び教科用圖書、高等部の學科、教科及び教科用圖書又は幼稚部の保育内容は、小學校、中學校、高等學校

又は幼稚園に準じて、監督廳が、これを定める。

第七十四條 都道府縣は、その議會の議決を経て、その區域

内にある學齡兒童及び學齡生徒の中、盲者、聾者又は精神薄弱、身體不自由その他心身に故障のある者を就學させるに必要な盲學校、聾學校又は養護學校を設置しなければならない。

第七十五條 小學校、中學校及び高等學校には、左の各號の一に該當する兒童及び生徒のために、特殊學級を置くことができる。

- 一、性格異常者
- 二、精神薄弱者
- 三、聾者及び難聽者
- 四、盲者及び弱視者
- 五、言語不自由者
- 六、その他の不具者
- 七、身體虛弱者

前項に掲げる學校は、疾病により療養中の兒童及び生徒に對して、特殊學級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

第七十六條 第十九條、第二十七條、第二十八條（第四十條及び第五十一條において、準用する場合を含む。）第三十四條、第三十七條、第四十五條から第四十八條まで第五十一条、第八十條及び第八十一條の規定は、盲學校、聾學校及び養護學校に、これを準用する。

第七章 幼稚園

第七十七條 幼稚園は、幼兒を保育し、適當な環境を與えて、その心身の發達を助長することを目的とする。

第七十八條 幼稚園は、前條の目的を實現するために左の各號に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一、健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身體諸機能の調和的發達を圖ること。
- 二、園内において、集團生活を經驗させ、喜んでこれに參加する態度と協同及び自律の精神の芽生えを養うこと。
- 三、身邊の社會生活及び事象に對する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。
- 四、言語の使い方を正しく導き、童話、繪本等に對する興味を養うこと。
- 五、音樂、遊戲、繪畫その他の方法により、創造的表現に對する興味を養うこと。

第七十九條 幼稚園の保育内容に關する事項は、前二條の規定に従い、監督廳が、これを定める。

第八十條 幼稚園に入園することができる者は、満三歳から八十一條、幼稚園に入園するまでの幼兒とする。

幼稚園には、前項の外、必要な職員を置くことができる。

園長は、園務を掌り、所屬職員を監督する。

教諭は、幼兒の保育を掌る。

第八十二條 第三十四條の規定は、幼稚園に、これを準用す

會から

○本號には附錄として、特に教育基本法と學校教育法を載掲しました。

その意については、編集者の添え書きもありますが案としては前から分つていても、議會を通過しなければ、法律定文として掲載することが出来ず、それを待つて(三月未)、遅く印刷にまわしたのですが、お手許に届くのはいつでしようか。兎に角、出来るだけ早く急いだ心だけは、おうけ願います。

○本號に、文部省學校局青少年課長坂元彦太郎氏が公務劇忙の中を、こうした味わいの多い玉稿を寄せて下さつたことは感謝の至りです。坂元氏は、新學校法當面擔當官として、全面の苦心の間にも、幼稚園のことにつき最も深い關心を以て下さつたことを、誌友にお伝えせずにいられません。しかも、いまは文部當局ですが、岡山師範では主事として、大阪師範では女子部長として、古くから幼稚園の關係をもたれた教育實際家として、その眞眼されると共に、流石に敬意を拂うべきところ多く、こゝに幼稚園わが黨の士として、この有力熱心な同志を得たことは喜びにたえません。

○石井庄司教授の玉稿は、ことばの教育的新

幼兒の教育 第四十六卷 第四號
昭和二十二年五月二十五日印刷納本
定價 金五圓也

昭和二十二年五月三十日發行

東京女子高等師範學校附屬幼稚園內

編集者 倉橋惣三

東京都千代田區神田神保町三ノ二九

印刷者 發田榮藏

東京都千代田區神田神保町三ノ二九

印刷所 明和印刷株式會社

東京都文京區大塚町三十五

東京女子高等師範學校附屬幼稚園內

發行所 日本幼稚園協會

東京都千代田區神田神保町三ノ二九

發賣所 株式会社 フレーベル館

電話九段三三三三四三・三四五
(五十音順)

振替 東京一九六四〇番

編集部員 丸山多士

及川みづみ

齊藤文雄

田中鐵雄

下俊郎

(五十音順)

○本誌御購讀について注文申込その他は凡て發賣所フレーベル館宛に願います

日本幼稚園協會

及川ふみ先生畫

ヌ
リ
エ

B6 判全二冊

卷二、年少用

卷二、年長用

本表は東京女子高等師範學校附属幼稚園の立案にて全國幼稚園、保育所に採用せらるる頗る好評、表紙繊彩色附る美麗、本文十六枚綴

じゆう画帳

A5 判全一冊

定價金三圓五十錢
郵稅金一圓三十錢

出席力ード

十二枚一組

定價金一圓二十錢

各幼稚園の場に特製した二つ折の美しい四色刷のカード
一ヶ月一枚宛、十二枚一箇年分、裏面には幼稚園と家庭
との通信欄を設け

手技用折紙

各色五寸一枚
赤・青・黄・緑・紫

定價五十枚一圓金七圓
郵稅金一圓二十錢

立體的學技を初めで、児童貞念工夫想像の餘地は少く、最初は全く模倣作業で稍困難ですが、慣れるにつれて導んで之をいたします。可成正確に折らせる處に結構の教育的價値があります。

出席簿

五十枚一組
B5 五判

一組定價金五拾圓
郵料一圓二十錢

市六寸縦八寸五分にて兩面刷です一枚に園児四十名分を記入することが出来ます

月謝袋

B7 判
五十枚一組

一組定價金廿五圓
郵料一圓三十錢

京東座口弊振
番○四六九一
館ルバーレフ
式株
町保神田神原田代子都京東
社會地番九十三丁目三
所行發

顧問 倉橋惣三先生

キンダーフラフ

定價一冊金拾圓 送料金五十錢

繪雑誌界の霸王

新しい保育用として全國の御家庭に
是非一冊を備へられんことを

各地代理店

發行所

株式會社フレーベル館

東京都千代田區神田神保町三丁目廿九番地

振替口座東京一九六四〇番

北海道帶廣市東一條南九丁目一〇
北海道代理店 柏 幼 舍

高崎市田町三丁目十六番地
東北代理店 淺 見 商 事
群馬縣伊勢崎市新町

東北代理店 金 繁 一
東京都葛飾區金町

東部代理店 岡 田 商 店
福井市佐久良仲町

北陸代理店 柴 田 喜 一
松山市末廣町二丁目二十二番地

九州代理店 明 生 社
岡山市小橋町百七十番地

中國代理店 幼兒の友社
岐阜市湊町十八番地

關西代理店 安 田 商 社
東京都杉並區西荻窪三ノ九五

關東代理店 新 友 社
東京都杉並區西荻窪三ノ九五